

やんばるの家短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一心福祉会が開設するやんばるの家短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項は介護保険法の理念に基づいて定め、利用者がその保有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適切な生活介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、食事、排泄、入浴等の介護のほか、日常生活を営む上で機能訓練等を行うことにより、心身の機能の維持増進、並びに利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 やんばるの家短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地762

(入所定員)

第4条 事業所の入所定員は次のとおりとする。

- (1) 入所定員 4名

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医 師 1名
 - ① 常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持の為適切な措置を行う。
 - ② 利用者に対して行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要ページに重要な事項を記載する。
- (2) 生活相談員 1名
常に利用者の心身の状態、入所中における生活環境等の的確な把握に努め利用者又は家族に対し悩み事などの相談に応じるとともに適切な助言を行い、臨機応変の援助を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名
 - ① 利用者からの相談に応じ、心身の状況に応じ適切なサービスを企画立案、実施に関する事に従事する。
- (4) 看護職員 3名以上
 - ① 常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う。
 - ② 利用者に対して行った健康管理に関し利用者の健康手帳の所要ページに必要な事項を記載

する。

(5) 介護職員 19. 3名以上

- ① 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じて利用者の自立の支援と生活の充実に資するよう適切な技術を持って支援する。
- ② 入浴については基本的には、週2回以上とし、利用者の健康状態を勘案しながら清拭を行い、常に清潔感を保つようにする。
- ③ 利用者の健康状態を常に観察し、排泄の自立に向けた最善の援助をする。
- ④ 心身の状況を見極めた上で、場合によってはオムツ使用も行うが、現にオムツ使用者であっても取り外しを処遇の第一義と考え援助する。
- ⑤ 離臥床、着替え、着衣等起居動作に関しては、常に利用者の健康状態を視野に入れながら適切に支援する。

(6) 機能訓練指導員 1名

- ① 利用者の心身の状態等を踏まえ、日常生活を営む上で支障のないよう生活機能の改善及び残存機能の維持増進に努め、利用者に無理のない訓練を通じて体力の保持を促していくように努める。

(7) 管理栄養士 1名

- ① 利用者の食事は、栄養価並びに利用者の身体状況及び嗜好等を配慮した献立にし喫食時間については、利用者の要望に沿って設定する。
- ② 食事は、基本的には離床して食堂において利用者同士団欒を共にしながら行うが、自立支援に配慮した楽しい雰囲気作りに努める。

(8) 調理員 5名

- ① 調理員は利用者に対し、1日3回、朝食は8時、昼食は正午、夕食は午後6時を概ねの目安にして給食業務に従事する。
- ② 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと成分に配慮し、調理に当たっては郷土食などを取り入れるなど、利用者の嗜好を勘案して消化吸收の良い良質の食事を提供するように努める。

(介護の内容、利用料金及びその他の費用)

第6条 介護の内容は下記のとおりとする。

(1) 介護の内容

- ① 介護は利用者の要介護状態の軽減又は重度化の防止に資するように努め、認知の状態等、利用者心身の状態を踏まえて、日常生活を営む上で必要な援助を適切に行う。
- ② 介護に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護の趣旨に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な起居動作ができるよう援助を行う。
- ③ 短期入所生活介護事業に関わる従事者は、業務の推進、サービスの提供に当たっては懇切丁寧をモットーとし、利用者やその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすい

ように説明する。

- ④ 短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する抑制行為を行ってはならない。
- ⑤ この事業の実施に当たっては、常に提供するサービス事業の内容や質の評価を行い、評価の中で減点に値する部分は改善に努める。

2 利用料金等の受領

- (1) 法定代理受領サービスに該当する、指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業に支払われる居宅介護サービス費、又は居宅支援サービス費の額を控除した額の支払いを受けるものと、利用料は「重要事項説明書」に記載したとおりとする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- (3) 次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - ① 送迎に要する費用。
 - ② 食事の提供（1日当たり：1,445円）
 - ③ 居住の提供（1日当たり：利用者負担第2段階・第3段階 430円 ・ 第4段階 915円）
 - ④ 別な居住の提供。
 - ⑤ 特別な食事の提供。
 - ⑥ 利用者に対する理美容サービス。
 - ⑦ 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理。
 - ⑧ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクレーション行事。
 - ⑨ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等。
 - ⑩ 前号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが、適当と認められるもの。
 - ⑪ 前各号の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとする。
- (4) 利用者の支出を伴う費用についてのサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用に関する説明を行って利用者や家族の同意を得るものとする。

（利用者の送迎地域）

第7条 利用者の通常の送迎地域は次のとおりとする。

大宜味村・東村、その他の地域は相談に応じる。

(サービス利用者の留意事項)

第8条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取り扱い要領等に従い、当該施設等を破損することのないよう、また、安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は他者とのトラブル(喧嘩・口論・暴行等)他の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (5) 原則として、全館禁酒とする。

(緊急時の対応方法)

第9条 利用者に病状の急変が生じた場合には担当介護員、担当看護師から速やかに主治医、又は協力医療機関の県立北部病院、北部地区医師会病院へ通知し、当直医の指示を仰ぐほか、当施設の生活相談員、課長に緊急連絡をして必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等を備蓄する。
- 4 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。
- 5 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 6 消防設備、施設等の点検及び整備
- 7 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 8 その他防火管理上必要な業務については適宜、防火管理者に報告して非常事態の備えに徹するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者、保険者、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録することとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 当事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うものとし、介護サービスに携わる者の

重大な責務と位置づけ、当事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに広く社会からの信頼を得るために、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 内容及び手続きの概要について下記のとおりとする。

2 指定短期入所生活介護の利用者については、あらかじめ利用申し込み者や家族が申し込みに際して従事者は克明に運営規程の概要、施設従事者の勤務体制、その他制度的なサービス内容について説明する。利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に関しては、文書を交付して利用期間等について申込者の同意を得るものとする。

3 短期入所の開始及び終了

この事業は、利用者と同居している家庭にあつて高齢者を介護している家庭の介護者が疾病等で介護不能になったり、冠婚葬祭や出張等で家庭内介護ができなくなるような状態の場合、制度的に短期間、施設利用をするものである。連れ合いを介護する高齢者やその家族の身体的及び精神的な負担等の軽減を図ることが目的であり、制度利用に当たっては介護支援専門員や生活相談員及び利用者やその家族が双方協議の上で合意の下に入所契約を締結するものとする。

4 運営規程の変更は、第3条、第4条及び休廃止に関する件を除き、理事会の決議によらず理事長の専決事項とする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人一心福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行。
- 2 この規程は、一部改正、平成 13 年 8 月 1 日から施行。
- 3 この規程は、一部改正、平成 14 年 6 月 1 日から施行。
- 4 この規程は、一部改正、平成 15 年 4 月 1 日から施行。
- 5 この規程は、一部改正、平成 15 年 12 月 29 日から施行。
- 6 この規程は、一部改正、平成 17 年 10 月 1 日から施行。
- 7 この規程は、一部改正、平成 21 年 4 月 1 日から施行。
- 8 この規程は、一部改正、平成 25 年 12 月 1 日から施行。
- 9 この規程は、一部改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行。但し、第 6 条第 3 項の (3) の③の 2) 室料相当分は平成 27 年 8 月より施行する。
- 10 この規程は、一部改正、平成 29 年 4 月 1 日から施行。第 13 条 3 項挿入
- 11 この規程は、第 5 条(介護職員定数・介護支援専門員定数)一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行。
- 12 この規程は、第 5 条(職員の職種、員数及び職務内容)・第 7 条(利用者の送迎地域)、第 10 条(非常災害対策)一部改正し、令和元年 6 月 1 日から施行。
- 13 この規程は、第 5 条(職員の職種、員数及び職務内容)一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行。
- 14 この規定は、第 5 条(職員の職種、員数及び職務内容)一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行。
- 15 この規程は、第 3 条(事業所の名称等)及び第 5 条(職員の職種、員数及び職務内容)一部改正し、令和 3 年 10 月 1 日から施行。
- 16 この規程は、第 5 条(職員の職種、員数及び職務内容)一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行。
- 17 この規程は、第 5 条(職員の職種、員数及び職務内容)一部改正、令和 5 年 4 月 1 日から施行。
- 18 この規程は、第 13 条(虐待防止に関する事項)新設挿入し、(以下、1 条繰り下がる)令和 6 年 4 月 1 日施行する。
- 19 この規程は、第 4 条(入所定員)一部改正、第 8 条(サービス利用の留意事項)条文改正し、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。
- 20 この規程は、第 6 条(介護の内容、利用料金及びその他の費用)第 2 項(3)②・③一部改正し、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。